IT革命の覇権をめぐる米国の情報メディアの集中,再編 -集中規制の緩和政策との関連を中心として-

髙木 教典

The Merger and Acquisition of Mass Media in USA Promoting Supremacy in Advanced Information Society; Focusing on Association with Deregulation for Concentrated and Strict Regulations by the FCC

Noritsune TAKAGI

はじめに

メディア産業論の講義では、外国のメディア産業に関しては、日本のメディア産業の特徴や関連を明らかにするために言及しただけであったので、最終講義ではアメリカ合衆国の1990年前後からの情報メディアの重要な変化のひとつである1996年の電気通信法(The Telecommunications Act of 1996、以下、96年法という)を中心とする集中規制の緩和政策によって加速された高度情報社会における覇権を目指した集中化の進展について述べる。

1990年前後からマルチ・メディア、インターネット関連技術の発展とその事業化が著しく進展した。周知のように、クリントン政権が発足すると、1993年2月に一般教書で情報スーパーハイウェイ構想(National Information Infrastructure、NII)を提案し、アメリカ主導のIT化による経済発展を追及するが、その政策の重要な一環として情報メディア企業を中心とする産業界の強い要望に応じて、情報メディアの集中規制が著しく自由化された。集中規制の緩和の直接的・間接的な結果として、情報メディアのかってない合従連衡が行われ、メディア・コングロマリット化、メガ・メディア化が進行した。

I 伝統的なメディアの集中規制政策

1. 反トラスト法による規制

まず、メディアの集中規制政策について述べておく。メディア企業に関してもいうまでもなく 経済活動全般の独占支配の規制法である反トラスト法が適用されている。メディアに対する歴史 的に大きな適用例としては、1938年に司法省がハリウッドのスタジオのブロック・ブッキングと 劇場網の所有による垂直統合を告発し、10年にわたる裁判で映画資本が完全敗訴して興行部門を 切り離した例がある。ここでの課題と関連がある電気通信事業に関しては、広く知られている AT&Tの地方電話会社が分離された事例がある。

- 1948 最高裁がスタジオと劇場の売却による分離判決,ブロック・ブッキング制廃止
- 1974 司法省がAT&Tを反トラスト法違反で起訴
- 1982 修正同意審決 (Modified Final Judgment) AT&Tベル系地方電話会社の分離で合意
- 1984 22の地方電話会社を地域別7社に整理統合 (Bell Operating Company, BOC)

反トラスト法の適応は言論や文化の多様性の確保を直接目的としてはいないが、関連法として新聞に関しては言論・報道の多様性を維持するために1970年に制定された新聞保全法(Newspaper Preservation Act)がある。これは、新聞の集中化によって新聞が1紙しか発行されていない1新聞都市の増加に直面して、新聞社の要請を受けて制定された法律である。新聞の製作、印刷、営業、広告の料金設定等の共同協定は反トラスト法に違反する。新聞保全法は、反トラスト法の例外として、新聞社が倒産の危機に直面した場合は、独立した新聞を発行するならば、その他の業務の一部あるいは全部の共同運営協定を司法省が認めるという制度である。

連邦通信委員会 (FCC, Federal Communications Commission) の制定した規則による 規制

免許事業である放送局に関しては、自由競争と言論・表現の多様性を維持するために、FCCの電波・放送行政の一環として集中化規制が行われてきた。この講義の課題で問題としているのは、電波・行政の一環の集中規制である。ネットワーク会社、新聞社に関する規制はFCCの権限外であるが、それらと特定の禁止事項に抵触する関係を持った放送局は免許あるいは再免許されないという放送局を規制する方式で間接的にネットワーク会社や新聞社の放送局支配にも制限を加えている。1990年代に入ってから規制緩和が始まるまでに適用されていた主な制限は以下の通りである。

放送局の所有制限

- (1) 1社が所有するラジオ局数は、その地域のラジオ局数によって、3ないし4局までに 制限. AM局もしくはFM局は各2局まで
- (2) 1 社が全米で所有できるAM局, FM局, テレビ局数は各12局まで
- 1社が所有できるテレビ局の全国のカバレージは25%を上限とする
- (4) 1社が1地域で所有できるテレビ局数は1局とする.1社が同一地域でテレビ局とラ ジオ局との所有は禁止、ただし、上位25市場ではテレビ局とラジオ局の兼営を特認す る

ネットワーク規制

- (1) 複数のネットワーク兼営の禁止
- (2) ネットワークによるテレビ番組の自社制作の制限,占有および2次利用,ネットワー ク以外への販売等のシンジケーションの禁止

(フィンシン規則:Financial Interest and Syndication Rules)

(3) ネットワークのCATV所有の禁止

放送以外の異業種との兼営禁止

- (1) 同一地域におけるテレビ局と新聞社の兼営禁止
- (2) 同一地域におけるCATVと地方電話会社の兼営禁止

3. 消費者保護のための法的規制

TCI, タイム・ワーナー等, 集中度の高いCATVのMSO (Multiple System Operator) が CATVと番組ネットワークの垂直統合を強化したことによって、CATVの基本月額料金が40% も上昇し,グループ外のCATVが不利益を被っていることに対する自由化措置として,1992年 に「ケーブル消費者法及び競争法 | が制定され、CATV加入者の負担する月額料金に関して サービス・チャンネル数が多くて月額料金が高い上位階層料金の規制が実施された。

1992 FCC CATVのベーシック・サービス料金の7パーセントを引き下げ

Ⅱ メディア,電気通信事業の規制緩和

1.96年法の制定以前の規制緩和

1990年代に入ると,メディア企業や通信企業等の強い要求に応じてFCCは次々と規制緩和を 実施した.

(1) 1991.10 電話会社のCATVへの参入禁止を解除

- (2) 1992.6 テレビ・ネットワークのCATV所有禁止を解除
- (3) 1992.8 1 社によるラジオ局の所有制限をAM局, FM局の各12局を18局に緩和
- (4) 1995.11 テレビ・ネットワークによるシンジケーションを禁止したフィンシン規則 の廃止(1991.6 と1993.4 に部分解除)

2.96年法による規制緩和

画期的な規制緩和は96年法の制定によって実施された。同法は幾度も改正されてきた通信法 (Communications Act of 1934, 以下,34年法という)の改正法である。同法制定の主たる目的は,電気通信事業者の要求に応えて競争関係を導入し,通信と放送との融合を進めて,高度情報社会に対応した新しい電気通信の秩序を構築することにある。放送やCATVに関しても,その一環として大幅な規制緩和が行われた。

96年法の主な特徴

- (1) 長距離通信事業者の要求に応えて、地域通信への競争を導入
- (2) 地域電話会社の州内市外通信地域(Local Access and Transport Area, LATA)以 外の長距離市外通信への進出の解禁
- (3) 通信事業者のビデオ信号伝送の解禁

1993年、ベル・アトランティックがビデオ信号の伝送の禁止は憲法違反との提訴を行い、連邦地裁や控訴裁判で勝訴したのをはじめ、ベビー・ベルが相次いで勝訴したことに対する改正

- (4) CATVの電話事業への進出を解禁
- (5) 放送局の所有制限の緩和
- (6) テレビ・ネットワーク規制の緩和

なお、同法ではテレビ番組に関して、暴力、ポルノその他子供に有害な番組の格付けと番組をブロックするためのVチップ装置の導入(Sec.551)も規定され、日本でもその影響でVチップが論議されたが、当面の課題外であるので、言及のみに留める。以下、同法による情報メディア関係の主な規制緩和事項を挙げる(1)。

放送局の所有制限の緩和(Sec.202)

- (1) 1社が全米で所有するラジオ局数の制限廃止
- (2) 1 社が所有するラジオ局数は、その地域のラジオ局数により5 ないし8 局まで緩和 AM局およびFM局は各3 ないし5 局まで

^{(1) 96}年法の規制緩和事項は、同法の条文の要約である。

- (3) 1 社が全米で所有・支配するテレビ局数の制限の撤廃
- (4) 1社が所有するテレビ局の全国カバレージの35%への引き上げ
- (5) 1地域におけるテレビ局所有制限のFCCによる維持,改正又は廃止のための規則制 定. 現行上位25市場に認められている同一地域におけるテレビ局とラジオ局の1局制 限の適用除外を上位50市場まで拡大
- (6) 放送局とCATVの兼営制限を撤廃

ネットワーク規制緩和(Sec.202)

- (1) 1996年以前に発足したテレビ・ネットワークの場合、複数兼営禁止の緩和
- (2) 放送局ネットワークまたはケーブル・システムの所有とその支配を認める

CATV, 電話会社に関する規制緩和

- (1) CATVサービス上位階層料金規制の1999年3月31日以後の終結 (Sec.301:34年法のSec.623の改正)
- (2) 電話会社の営業地域内のビデオ番組の提供を認める

(Sec.302:34年法のSec.651及びSec.653の改正) これにより、新設の「オープン・ビデオ・システム」の認定を受けることができ、 自主番組の提供もできる.

(3) CATVは地域電話会社と相互接続協定を結んで、電話事業等を営業できる (Sec.101:34年法のSec.251及びSec.252に追加)

CATVと地域電話会社の兼営の禁止(Sec.302:34年法のSec.652として追加)

通信事業者の映像信号の伝送、CATVの電話事業への進出を認めることから地域における いずれかの独占支配が起こる弊害を防ぐために以下の規定が設けられた。

- (1) 地域電話会社およびその関連会社が、営業区域内で、CATV事業の経営的権益の 10%を超えて取得することの禁止
- (2) CATV事業およびその関連会社が、フランチャイズ地域内で、地域電話会社の経営 的権益の10%を超えた経営的権益の取得禁止

3.96年法以後のFCCの規制緩和

1999 1社が大都市圏でテレビ局を2局経営することを認める方針を決定

かねてから, 新聞社によって, 新聞の発行エリアにおけるテレビ局兼営の禁止の撤廃要求が出 されていたが、同法には盛り込まれなかった。

Ⅲ メディア企業の買収,統合

1. ハリウッド・スタジオをめぐる買収、統合

96年法を中心とする一連の規制緩和によって、メディア産業に劇的な構造変化が起こるが、それに先立って、そのいわば序曲となったのは、世界的な映像ソフトの生産企業であるハリウッドのメジャー・スタジオをめぐって、高度情報社会における戦略的な見地から相次いで展開されたM&Aである。

1985年にはルパード・マードックのニューズ・コーポレーションが20世紀フォックスを買収して、その後のフォックス・グループの発展の基礎固めをした。続いて80年代末から映画ソフトの確保を目的とするハリウッドのメジャー・スタジオをめぐる買収が相次ぎ、メジャー6社の中、ディズニーを除いた5社が買収、統合されるにいたった。

- 1989.3 タイムがワーナー・コミュニケーションズの株式交換による合併を発表. 1989年6 月に、パラマウント・コミュニケーションズがタイムのTOB (Take Over Bid: 株式公開買い付け) を発表
- 1990.1 タイムがワーナーを140億ドルで買収し、社名をTime Warnerに変更

雑誌・書籍出版のタイム社は、1975年にサトコム通信衛星第1号によって開始したCATV局向け映画配信のHBOその他のCATV番組ネットワーク事業からCATVシステムの経営に進出し、当時すでに第2位のMSO(当時の社名はATCで、加入世帯数375万6000)であった。タイムとワーナーとの合併は、ワーナーの子会社ワーナー・ケーブル(加入世帯数142万4000)を取得し、川上の映画ソフトを確保する垂直統合を目的とするものであった。この計画は、逆にCATV配信網の確保を図るメジャー・スタジオのひとつパラマウント・コミュニケーションズのタイムに対する敵対的株式買収に直面するが、結局はタイムのワーナー買収が成功した。タイムは社名をタイム・ワーナーに変更し、この時点では世界最大のメディア企業になった。

この時期,周知のように日本のソニーと松下電器産業もそれぞれハードとソフトの一体経営を 目指してメジャー・スタジオの買収に成功した.

1989.9 ソニーがコロンビア・ピクチャーズ・エンターテインメントを買収し、ソニー・ピクチャーズ・エンターテインメントとなる(コカ・コーラ所有の株式49%を取得:34億ドルと、負債の肩代わり:12億ドル)。同時に、グーパー・ピーターズ・エンターテインメントも買収。1989年11月にCBSレコードを買収。ハードと映像・音声コンテンツの垂直統合。1997年11月にスペイン語ネットワーク「テルモンド・グループ」をTCI傘下の3社と共同で買収

1990.11 松下電器産業がMCA (現在のユニバーサル・スタジオズ) を買収(61億ドル). 1995年 4 月にシーグラム(Seagram)に売却。1998年 5 月シーグラムがポリグラ ムを買収。2000年6月にビバンディに合併される

ソニーはその後、順調に多角的な事業展開をした。しかし、松下の場合は、レコード、テレビ ネットワークの買収策を採る経営陣と対立し、株式の80%をシーグラムに売却、撤退した、シー グラムは"シーバス・リーガル"で知られるカナダの酒造会社である⁽²⁾。 ユニバーサル・スタジオ ズの経営は好調とはいえず、フランスの水道・電力・建設の公益事業を中心に有料放送カナルブ リュスなどを経営するビバンディに事実上合併された。その後,1993年にはバイアコム (Viacom) とQVC (TCIとの共同会社であるリバティ・メディアを所有) がパラマウントをめ ぐって買収合戦を展開した。バイアコムは日本ではあまり知られていないが、MTV、ニッケル オデオンなどのCATV向けの番組ネットワーク、出版などを経営するメディア企業である。一 時,CATVシステムのMSO展開をしたが,売却してソフトの配信事業に集中し,川上の映画ソ フトの産業に垂直統合を進めた。QVCはCATVショッピング企業である。この対抗買収では, 双方に日本の銀行が参加していたのが注目される.

- 1993.9 バイアコムのパラマウント買収計画を発表.これに対しQVCが対抗買収に乗り出 す. バイアコムの銀行融資団にJ.P.モルガンをはじめ20社,日本の3銀行も参 加. QVCの銀行融資団にもケミカル・バンクをはじめ欧米カナダに日本の銀行が 参加
- 1994.2 バイアコムが100億ドルでパラマウントを買収 (買収には最大のレンタル・ビデオ会社のブロック・バスターも参加。その後、バ イアコムがブロック・バスターを合併)

2. 新テレビ・ネットワークの出現とネットワークの買収, 合併

規制緩和の拡大

96年法の制定以降,放送産業は双方向テレビの実用化,デジタル放送の開始(1998年11月), ハイビジョン化と高度化の変革期を迎えた、地上波放送の高度情報社会における家庭端末サービ スの主役のひとつとしての重要性が再確認されたため、この時期は、放送事業のオーナーシップ の激動期であった。ラジオを含めた放送局の買収、合併は激増した。

その中で、96年法でも認められなかった1都市2テレビ局の所有の解禁要求が高まった。結 局,この場合も,FCCは1999年8月に規制緩和措置を講じた。この規制緩和は、デジタル化の

(2) 2003年9月にNBCがビバンディ・ユニバーサルの株式の80%を買収することが決定した。NBCユニバー サルの実現でテレビの4大テレビ・ネットワークはいずれも映画会社を系列に持つことになった。

経費負担が困難な中小局のデジタル化を推進することを考慮した決定と考えられている。

また,96年法では1996年以前に発足したテレビ・ネットワークの場合には兼営を禁止していたが,これも後述するバイアコムのネットワーク買収に直面すると,制限は緩和された⁽³⁾。

新テレビ・ネットワークの相次ぐ出現

アメリカのテレビ・ネットワークは、東京のキー局が運営する局間ネットワークとは異なり、ネットワーク会社が経営し、テレビ局はそれに加盟する方式で運営されており、久しくCBS、NBC、ABCの3社体制であった。多数の局が並立する大都市地域ではネットワークに加盟できない独立局が多く、多様なシンジケーションから番組を調達することで放送してきた。1986年に、ルパード・マードックが独立局を対象にFoxを発足させ、4大テレビ・ネットワーク体制になった。1995年には、96年法に先立つFCCの規制緩和に対応して、WBとUPNの2つのネットワークが登場し、その後、さらにPaxが発足して7社体制になった。

- 1986.5 ニューズ・コーポレーション傘下のフォックス・ブロードキャスティング社が フォックス・ネットワーク (Fox) を発足, 第 4 ネットワーク
- 1995.1 タイム・ワーナーがタイム・ワーナー・ネットワーク (WB) を発足, 第 5 ネットワーク
- 1995.1 バイアコムがユナイテッド・パラマウント・ネットワーク (UPN) を発足, 第6ネットワーク
- 1998.3 パックソン・コミュニケーションズがパックス・テレビ (Pax TV) を発足, 第7ネットワーク

パックソン・コミュニケーションズは78局を所有する最大のテレビ局所有社で、自社直営局を 主たる対象とするネットワークであり、先発の6ネットワークとはやや性格が異なるが、直営局 以外の加盟局の確保も進めている。

テレビ・ネットワークの買収

3大テレビ・ネットワークでも、ジェネラル・エレクトリック(GE)が1986年にNBCの親会社 RCAを買収したため、GEが経営しているNBCを除いて、ABCとCBSが以下のようにFCCの規 制緩和を先取りして買収された。

⁽³⁾ 最終講義の後、96年法によって1社で全米の世帯カバレージを35%まで緩和した規定に対して、大手放送事業者がさらに緩和を45%まで拡大する要求をし、連邦裁判所で制限を違憲とする判決が相次いだ。これに対して、FCCも緩和の検討を進め、2003年7月にテレビ局所有制限に関し、視聴世帯のカバー率を45%まで緩和する方針を打ち出し、テレビ局を市場規模に応じて1地域で4局までの所有と、中規模以上の都市におけるテレビ局と新聞社の兼営の解禁とともに決定した。

- 1995. 4 ウォルト・ディズニーがABCネットワークの親会社キャピタル・シティーズ/ ABCを買収し、ABCネットワークを取得
- 1995.4 ウェスティングハウス・エレクトロニック社がCBSネットワークを買収し,電気 機器生産部門などを売却。1998年5月にCBSが170局以上を擁する最大のラジオ 局所有社,アメリカン・ラジオ・システムを買収
- 1999.9 バイアコムがCBSを買収(345億ドル)

ウェスティングハウス・エレクトロニック社は、CBS買収を機に、本来の業務である電器部門 を別会社に分離して放送会社に転身したが、結局、バイアコムの傘下に入った。バイアコムは先 に設立したUPNとCBSの2つのネットワークを経営することになった。

これらネットワークのM&Aや新発足によって、映画コンテンツとディストリビューションの 統合が大きく進んだ.

新CATVのニュース・ネットワークの発足

CATV向けのニュース・チャンネルは、湾岸戦争時の報道で広く知られている24時間放送の CNNの独壇場であった。ほかには、大手MSOが共同で発足させた議会報道が専門のC-SPANが あっただけである. この分野にも, 有力な2つのチャンネルが同じ時期に発足した.

- 1996.7 NBCとマイクロソフト (MS) がMSNBCを発足
- 1996.10 ニューズ・コーポレーションがフォックス・ニュース・チャンネルを発足

MSNBCはマイクロソフトの参入でインターネットでもアクセス可能という特徴がある。

3. AT&T, AOLとCATV・MSOとの大規模統合と破綻

- 1998.6 AT&TがTCIを買収(480億ドル)1999年2月完了, メディア・ワンも買収2000年6月完了,AT&Tブロード・バンドに改称
- 2000.1 AOLがタイム・ワーナーの合併を発表(300億ドル以上)2001年1月完了

CATVは短期間に急成長し、2000年末に加入世帯数は6930万、世帯普及率に達したが、上位 MSOに極めて集中度が高い. TCI (Tele-Communications Inc.) とタイム・ワーナーは、1位 と 2 位のMSOで、合併後の2001年末でそれぞれ1356万、1070万の加入世帯を擁する巨大メディ ア企業となった。TCIは、番組ネットワークに投資し、垂直統合も行ったが、同社の経営の特徴 は典型的な株価経営による規模の拡大であった。私がデンバーの本社で上級副社長に直接確認し たところでは、無配当を続けていたが、規模の拡大で株価は株式の分割をせざるを得なかった

程,上昇を続けた。CATVは、96年法以降、影響を受け始めた直接衛星放送(DBS)に対抗するため、多額の設備投資をして高規格化、デジタル化を進め、750MHzかそれ以上に接続をしている世帯は80%に達した。高速インターネット接続が進み、一部MSOでは電話事業も開始した。電気通信事業の性格を強めてきたCATVは、映像伝送が可能になった地域電話会社を競合することになる。ところが、システム買収路線を走ったTCIは借入金の増大のため、タイム・ワーナー等に比べて設備投資の高規格化で大幅に立ち遅れていた。他方、地域の電話網を持たないAT&Tは、地域電話網を独占している地域電話会社に多額の接続料を支払っているため、地域電話事業への進出を強く望んでいた。こうした事情からAT&TのTCI買収が実現した。AT&Tは続いて510万世帯を擁するメディア・ワンも買収した。

世界最大のインターネット・サービス・プロバイダー企業AOLによるコングロ・マリット化したタイム・ワーナーの買収は、営業収入規模では4分の1程度のAOLによる大を飲む統合で、株価を反映した株式交換で実現した(AOL株式1に対し、タイム・ワーナー株式1.5)。いうまでもなく、タイム・ワーナーはインターネットによるコンテンツの世界的な供給、AOLは映像コンテンツの確保を目的とした長期戦略的な統合である。

紹介してきたような21世紀の高度情報社会における体制構築を狙った合従連衡がどれも思惑通りに成果を挙げているわけではない。ITバブルの崩壊が顕在化するとCATV各社の株価も下落した。中でもAT&Tブロード・バンドの場合は、株価は2000年末には同年初頭と比べて68%も下落した。その後も回復が進まず、2001年12月にAT&TのCATVは第3位のCATV・MSO(加入世帯540万)のコムキャスト(Comcast)と合併することが発表された(720億ドル)。加入世帯2200万という巨大MSOが出現した。AOLタイム・ワーナーの場合も、2002年の決算で資産評価上の問題とされていたが、巨額の損失が表面化し、社名をタイム・ワーナーに改称した。

おわりに

96年法制定前後からのメディア規制の緩和により、メディアの垂直・水平統合は劇的に展開され、メディアのコングロ・マリット化が進んでメディア産業の構造は大きく変わった。ソニーを含めたメガ・メディアの1999年の営業収入は以下のように巨額であった。

AOLタイム・ワーナー342億ドルウォルト・ディズニー234億ドルバイアコム203億ドルニューズ・コーポレーション143億ドルソニー169億5000万ドル

メガ・メディアの活動は、アメリカやカナダにとどまらず、西欧諸国、中南米、アジア諸国で

展開されている。日本でも衛星放送のプラットホーム,各種番組サービス,ケーブルテレビなど で資本参加を含めて影響力を拡大している。EU,特にフランスは、映像作品の輸出入を経済問 題と考えるアメリカに対して、アメリカのメガ・メディアの影響を文化問題として重視する姿勢 を堅持している。日本のメディア文化,大衆文化を考える上でも欠かせない観点である。